

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	802	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律第4条第5項、第5条第3項	農業振興地域整備基本方針変更に係る農林水産大臣への協議の廃止	国が農地確保の目標面積を定める際に地方と議論を尽くすことを前提として、知事が定める農業振興地域整備基本方針の策定・変更に必要なとされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	<p>【支障事例】平成21年の農振法改正により、農業振興地域整備基本方針に「確保すべき農用地等の面積の目標」を定めることとされたことを受けて、平成22年度に基本方針の変更に係る農林水産大臣への事前協議及び本協議を行ったが、協議において、国から各都道府県に対し、国の設定基準に即した算定に直すこと等、目標の上積みを要請され、最終的に国の同意を得る必要があることから応じた。その結果、現在、各都道府県の面積目標は、国と同様、実効性がなく、達成できる見通しが無いものとなっている。(全国知事会・地方分権推進特別委員会による「農地制度のあり方」においても課題とされている。)</p> <p>【提案内容】まず国が「農用地等の確保等に関する基本指針」において国の目標面積を定める際に、国・地方が議論を尽くし、農地確保の施策実施について果たす役割が大きい市町が、地域の実情を踏まえて主体的に定める合理的な目標面積を積み上げた数値をベースにする。</p> <p>【改正による効果】県が県基本方針に目標面積を設定する際には国との協議が不要となるとともに、国・地方が責任を共有しつつ、実効性のある農地の総量確保が可能となる。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	803	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公有水面埋立法第27条第3項、第29条第3項	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する大臣協議の廃止	港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求める。	<p>【支障事例】港湾管理者が行う港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、埋立面積50ha超等の国の認可を要する埋立ての場合は、埋立に関する工事竣功の告示日より起算し10年以内は国土交通大臣への協議が必要とされている。当該協議に係る審査内容は、処分価格、処分相手方の選考方法、用途等で、都道府県が行う許可基準と同一であって重複が生じている。この審査には事前協議を開始してから約2〜3ヶ月の期間を要しており、迅速な事務処理を行ううえで支障が生じている。</p> <p>【制度改正の必要性】港湾管理者は背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、埋立地の有効かつ適切な利活用の観点から、国土交通大臣への協議を廃止することにより、用地の売却・貸付、用途変更について迅速な対応が可能となる。これにより、国・都道府県双方の事務の効率化が図られ、早期に進出を希望する民間企業等のニーズにタイムリーに対応できる。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	804	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県 【共同提案】大阪府	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第1項	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとされているが、国の利害に重大な関係がないと思慮される都市計画について廃止すること	<p>【現行】県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)は、国土交通大臣に協議の上同意が必要とされている。</p> <p>【提案内容】道路(高速自動車国道、一般国道、阪神高速道路)、空港(関西国際空港)、河川(1級)など県域を越え、広域的見地から確認が必要な施設は国の利害に重大な関係があるため協議等は必要であるが、それ以外の都市計画は以下の観点から廃止を求める。</p> <p>【廃止を求める理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民に身近な所で都市計画決定すべき <ul style="list-style-type: none"> <li>・多様化複雑化した住民ニーズへの迅速柔軟な対応が可能</li> <li>・地域の実情に合った創意工夫により豊かな暮らしの実現が可能</li> </ul> </li> <li>② 地方自治体の基盤強化に繋がる <ul style="list-style-type: none"> <li>・多種多様な土地利用が可能となり産業等の都市基盤強化による地域活性化が期待される</li> </ul> </li> <li>③ 迅速な意思決定による業務効率の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定に要する時間を短縮化し多様なニーズへの迅速な対応が可能</li> </ul> </li> </ul> <p>【廃止対象都市計画及び国の利害に重大な関係がないと判断した理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①区域区分：一府県内で完結するため、府県の都市部局と農政部局等との調整等で適切に対応可能</li> <li>②都市再生特別地区：都市再生特別措置法に定める都市再生緊急整備地域指定等の諸手続の中で、国の経済政策に即した施策展開が図られるよう充分に担保されており、同地域内で用途、容積率等の緩和を行う都市再生特別地区について改めての大臣協議等は不要</li> <li>③臨港地区：港湾法に基づく港湾管理者である地方公共団体からの申出により都市計画決定するもので国の関与は不要</li> <li>④近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別地区：区域が限定的で一府県内で完結するため、府県の都市部局と関係部局との調整等で適切に対応可能</li> </ul>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【農林水産省】</p> <p>(4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。</p> <p>(i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。</li> <li>都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。</li> <li>農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。</li> <li>協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。</li> <li>上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。</li> </ul> <p>(ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について</p> <p>事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。</li> <li>4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。</li> <li>農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。</li> <li>都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。</li> <li>上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</li> </ul>					
<p>6【農林水産省】</p> <p>(7)都市計画法(昭43法100)</p> <p>国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項)については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	805	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第23条第1項	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	【現行】都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 【支障事例・改正による効果】農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改正後の対応】なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。(大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。) 【本県における協議状況】区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度) 平成19年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議) 平成20年8月～12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議) 平成21年4月28日 変更告示	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	806	11_その他	都道府県	兵庫県、徳島県	総務省	A 権限移譲	地域経済循環創造事業交付金交付要綱	地域経済循環創造事業交付金の交付申請事務の見直し	当該交付金については、直接総務省に申請を行っているが、都道府県を経由することし、交付決定に当たり、優先順位を求めるなど都道府県意見を反映させること。	【現行】地域経済循環創造事業交付金では、交付対象は都道府県、市町村とされており、両者ともに交付申請にあたっては、直接総務省に提出することとされている。 【支障事例】現在、各都道府県では、交付決定後に総務省から応募事業の総括表を提出することが求められているため、市町が総務省に申請後に、市町から申請書の写しを入手しているが、煩雑な作業となっている。また、当事業を広域的観点から効果的に実施するためにも、都道府県が市町村の補完をすることが不可欠である。 【改正による効果】交付申請の段階で都道府県を経由させ、地域の現状を把握している各都道府県において、申請事業に意見や優先順位等を付することにより、より効果的な事業実施が可能となる。 【要綱への反映】具体的には、交付要綱の「第7 交付申請」において、市町村は都道府県を通じて交付申請書を大臣に提出すること、都道府県は、市町村から提出された交付申請書について、本事業の趣旨に添ったものであるか審査することを規定することが必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	807	07_産業振興	都道府県	兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	企業立地促進法第5条第1項	企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大臣協議の見直し	現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できることとする 基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全域にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」でよいとすること。	【現行】同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係省庁へ協議を行うこととなっている。 【支障事例】現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がない場合にも、共同策定が義務付けられているため、国提出の前段階において都道府県と市町村の間とで共同策定のための事前調整を実施している。事前調整には、地域産業活性化協議会の開催も含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトにより企業集積を推進している地区など、必要であれば共同策定するので、一律の義務付けは必要ない) また、関係省庁が複数に渡るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意までに2～3月間の時間がかかる。 【制度改正の必要性】基本計画は、国の定める基本方針に基づき、地元の産業関係機関で構成する地域産業活性化協議会(法第7条)における協議を経て策定されるものであるため、この手続に沿う限り、市町村主体の計画策定も認めるべきである。また、基本計画の対象地区が都道府県内に留まる限り、国の同意を得ることを義務付ける必要はない。 なお、課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって国が支援対象の取組を把握し、支援を行う妥当性等の判断を可能にするためには、国への事前調整等の実施や、国において事前に必要な確認事項を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	808	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】和歌山県	厚生労働省	A 権限移譲	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第11条、第24条、第25条	原子爆弾被爆者に対して必要な医療の給付を行う場合に必要な厚労大臣の認定権限の都道府県への移譲	原子爆弾被爆者に対して、必要な医療の給付を行う場合に必要な厚生労働大臣による認定権限を都道府県へ移譲すること	【現行】被爆者が、原子爆弾の傷害作用に起因した負傷等により、必要な医療の給付(医療特別手当)を受けるには、厚生労働大臣による認定が必要である。 【支障事例】認定に際して、都道府県を経由して国に申請を行うこととなっているが、当県申請件数は過去5年間で200件にも及び、また国審査にも半年程度の時間を要している。 【制度改正の必要性】高齢化が進んでいる被爆者の状況を考慮すると、速やかな審査が必要であると考えられることから、都道府県へ移譲することにより審査事務の迅速化を図ることが必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更 に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき (国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(23条1項) については、市街化区域となる区域が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44 法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこと とする。					
4【総務省】 (5)地域経済循環創造事業交付金 市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、 市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。			【総務省】産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の認定等に 係る都道府県の支援について(平成27年2月6日付け総務省地域力創 造グループ地域政策課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進 課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_806">https://www.cao.go.jp/ bunken- suishin/teianbosyu/h26f u-tsuchi.html#h26_806</a>	
6【経済産業省】 (10)企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平19 法40) 基本計画及びその変更に係る同意(5条1項及び6条1項)については、同意を得るまでの時 間の短縮を図るため、事前審査・事前協議を原則行わないこととするともに、法定協議に当 たつての留意事項を取りまとめ、地方公共団体に情報提供を行う。			【経済産業省】企業立地の促進等による地域における産業集積の形 成及び活性化に関する法律に基づく基本計画の同意に係る手続の取 り扱い及び留意事項について(平成27年2月10日付け経済産業省経 済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_807">https://www.cao.go.jp/ bunken- suishin/teianbosyu/h26f u-tsuchi.html#h26_807</a>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	809	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	農林水産省(林野庁)	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	【現行】重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防備のため必要がある場合において、農林水産大臣は保安林として指定・解除を行うことができる。 【制度改正の必要性】実際には、これまでも大臣権限の保安林の指定及び指定解除について、都道府県知事が国の委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。大臣権限と知事権限で指定及び解除の基準に差異はない。 【支障事例】指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に進達して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例も)を要しており、申請者からの問い合わせに対応するケースも見受けられる。 【改正による効果】このため、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められることもあり、権限移譲により、相当な事務の迅速化が図られる。地方分権により、森林保全の観点から世界的に疑問や懸念の声があるとは考えられず、国土保全の根幹を揺るがすことなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	810	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第4条第4項、同条第8項	港湾区域の設定に関する国土交通大臣の同意権限の都道府県への移譲及び国への届出の廃止	・国際戦略港湾等の港湾区域の新設、変更についての国土交通大臣の同意権限を都道府県に移譲することを求める。 ・都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更にあつての国土交通大臣への届出を廃止することを求める。	【現行】国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び都道府県管理の避難港の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。また、都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣への届出が必要とされている。 【制度改正の必要性】新設、変更にあつては、利害関係人や河川管理者等の協議や地方公共団体の議会の議決を経ており、港湾管理者による十分な内容確認が実施されているものである。 【改正による効果】この同意には事前協議から約1年程度の期間を要することから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、港湾施設利用者の利便性の向上につながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	811	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第2条第5項、第6項	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の国土交通大臣から都道府県への移譲	港湾区域及び臨港地区内ない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要があるが、この認定権限を国土交通大臣から都道府県へ移譲することを求める。	【現行】港湾区域及び臨港地区内ない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要がある。 【制度改正の必要性】県に権限が委譲されれば、事務の効率化が図られ、地域の実情に応じた迅速な施設整備が可能となる。 【支障事例・効果】港湾区域及び臨港地区内ない施設についての港湾施設の認定については、事前協議から約6ヶ月程度の期間を要していることから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、利用者ニーズに対応した迅速な港湾施設の整備が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	813	11_その他	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	総務省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	官報及び法令全書に関する内閣府令第1条「地方自治事項」の官報掲載について(平成19年2月21日総官総第24号総務省大臣官房総務課長通知)	地方自治事項の官報掲載事項の掲載廃止	地方自治事項の官報掲載事項(6項目)の官報掲載業務を廃止すること。 ＜官報掲載事項＞ ①条例の制定又は改廃(義務を課し、権利を制限する条例で、全国的に影響が大きく、特に掲載の必要があるものに限る)、②地方税法第19条第3号から第8号までに掲げる処分についての不服申し立てに対する決定等の要旨、③長の選挙結果、④特別法の住民投票結果、⑤人事異動、⑥都道府県等の主たる事務所の設置又は変更	【現行】「官報及び法令全書に関する内閣府令」では、第1条において、官報では地方自治事項を掲載するものとされている。 【支障事例】官報掲載事項については、総務省あて紙原稿で3部送付することとなっている。特に人事異動については、国の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、発令日から1週間以内に原稿送付をしなければ掲載されないなど、事務処理上時間の制約がある。 【改正の必要性】官報記載事項については県公報に掲載することで、住民等関係者への周知は行えるものであり、HPで全国各地からでも県公報閲覧が可能となっている現在においては、官報に掲載する意義は薄い。従って、事務の効率化の観点から、官報掲載事項の掲載廃止(義務付けの廃止)を提案する。 ＜官報掲載事項報告件数＞ H23:6件、H24:9件、H25:4件(いずれも選挙結果及び人事異動)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	814	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行例第22条3項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	【改正による効果】市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とすることにより、実態を把握している市町村による弾力的な運用が可能となる。なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされたい。 【支障事例】現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なった補助基準限度額の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (i)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。					
6【内閣府(3)】【総務省(12)】 「地方自治事項」の官報掲載 「地方自治事項」の官報掲載については、地方公共団体に官報掲載義務がないことを改めて明確化する。 [措置済み(平成26年8月6日付け総務省大臣官房総務課通知)]			【内閣府】【総務省】「地方自治事項」の官報掲載について(平成26年8月6日付け総務省大臣官房総務課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_813">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_813</a>	
6【文部科学省】 (6)特別支援教育就学奨励費補助金 単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。			【文部科学省】平成28年度特別支援教育就学奨励費補助金等の予算額(案)について(平成27年12月25日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課庶務係事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_814">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu_tsuchi.html#h26_814</a>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	815	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条、学校保健安全法第24条第1項、学校給食法第11条第2項、第12条第2項、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、交付金化し直接市町村に交付すること、市町村への交付金化による事務の合理化	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	【改正による効果】 市町村への負担を強いることのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とすることにより、実態を把握している市町村による弾力的な運用が可能となる。 なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないこと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされたい。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定、生活保護との重複有無確認、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学校給食費、新入学児童生徒学用品費等、それぞれの費目で異なった補助基準限度額の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目は多い。市町村は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	816	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、和歌山県、徳島県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則 第49条、第79条、第104条 等	県立学校における学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更	現行では、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うものとする。	【制度改正の必要性】 管轄区域が狭く、地域と密接な関係がある市町村教育委員会が学校評議員を委嘱することは適切であると考えられるが、県下広域に設置されている各県立学校の場合、評議員を設置者である県教育委員会が委嘱するよりも、地域事情に詳しく、住民との関わりが深い校長が、直接、学校評議員を委嘱する方が、より校長の責任と権限を高める観点からも適切であるとともに、権限変更により委嘱決定までの時間や事務処理の軽減も図られる。 なお、平成12年度導入当初は制度の理解が十分でなかったため、議員や教育委員会関係者等の公務員の推薦例があったが、現在は制度の趣旨が定着しており、校長が推薦した者について教育委員会が委嘱しなかった事例は皆無である。 【支障事例】 学校から推薦があった場合、県教育委員会事務局が、その人物等が適切かどうか全てを把握することは困難なため、たびたび学校に確認するなど、事務作業量が増える。 【改正による効果】 当該人物について十分把握している学校長が決定・委嘱できることから、それぞれの学校にとってより適切な人物を選定し、決定するまでの時間が大幅に短縮できるとともに、事務処理の軽減にもつながる。県教育委員会は、毎年行っている1000名分を超える推薦状の受理、書類の確認、審査および委任状作成等の事務処理が軽減される。また、各学校は5～7名程度の学校評議員の委任状を作成することになるが、推薦状を送付する等の事務作業が軽減されるとともに、委嘱までの時間が2週間程度短縮できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	817	02_農業・農地	都道府県	兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農業委員会法第7条～第17条	農業委員の選挙制度を廃止し、市町村長による選任制度に一元化	農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されているが、後者(市町村長による選任制度)に一元化すること。	【現行】 農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されている。 選任委員については、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区から推薦された者や市町村議会から学識経験者として推薦された者で構成されている。 【改正による効果】 市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の創意工夫を引き出すことに優れた識見を有する者等、幅広い分野からの参画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な遂行を図ることができる。また、より実務的に機能する者を選任することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	818	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	農林水産省(水産庁)	B 地方に対する規制緩和	資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3(3)及び(4)	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要なとされる水産庁長官への協議の廃止	都道府県海面での水産資源の管理のあり方の基本方針について各都道府県が策定する「資源管理指針」の策定・変更の際に必要なとされる水産庁長官への協議、同意を不要とし、報告とすること。	【現行】 資源管理指針・資源管理計画作成要領では、資源管理指針は国及び各都道府県が、それぞれの管理する漁業に関連する水産資源にかかる管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的方策を内容として策定することとされ、各都道府県の指針策定にあたっては、水産庁と協議を行うこととされている。 【支障事例】 この水産庁との協議が必要なことにより、事務が煩雑になるだけでなく、地域の実情に合わせた迅速な変更が困難になっている。 【制度改正の必要性】 国と都道府県が管理する漁業及びその利用する資源が互いに重複することはなく、また、瀬戸内海におけるサワラのように知事が管理する漁業が利用する資源のうち都道府県の範囲を越えた広域な管理を要するものについては、別途、広域漁業調整委員会等で調整が行われ、関係都道府県の資源管理指針はそれを反映したものとなっているため、改めて協議する必要はないものとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	819	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	農林水産省(林野庁)	B 地方に対する規制緩和	森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大臣協議の廃止	知事権限の保安林(重要流域外における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあつては1ha以上、公益上の理由の解除(同条第2項)にあつては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。	【現行】 これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。 このため、大臣協議の必要な案件にあつても、地方自治法第250条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれを基に審査を行い、形式的な補正作業はあつても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。 【制度改正の必要性】 都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとするれば、同意基準の内容充実で対応できる。 大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1か月であり、都道府県における協議書作成時間を合わせると廃止により一層の事務の簡素化が図れる。 これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【文部科学省】 (5)要保護児童生徒援助費補助金 単価の標準化を図るなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、平成27年中に結論を得る。			【文部科学省】平成28年度要保護児童生徒援助費補助金の予算額(案)について(兵士絵27年12月25日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課健康教育・食育課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_815">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_815</a>	
6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 学校評議員の委嘱(施行規則49条3項等)については、学校設置者の判断により校長も行うことができるよう措置する。 [措置済み(平成27年1月15日付け文部科学省初等中等教育局通知)]			【文部科学省】学校評議員の委嘱について(平成27年1月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_816">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_816</a>	
6【農林水産省】 (3)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、農業委員の選挙制度(7条)及び議会推薦・団体推薦による選任制度(12条)を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行うことができることとする。					
-	-	-	-	-	-
6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (iii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。			【農林水産省】森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成28年5月20日付け林野庁治山課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_819">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu_tsuchi.html#h26_819</a>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	820	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土利用計画法第9条第10項	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要とされる、都道府県から国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	【制度改正の経緯】 土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目途としているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各省庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば地域森林計画の変更を行う場合、森林法第6条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と同内容であることから、これに重ねて国土利用計画の変更時に再度、法定協議として国土交通省を通じて協議しなくてよいのではないかと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするため、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	821	09_土木・建築	都道府県	兵庫県、大阪府、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用承認の簡素化	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用について、事後報告とすることにより補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認があったものとして取り扱う。	【現行】 公営住宅財産の目的外使用には、国土交通大臣の承認を要することになっている。 【支障事例】 現在、目的外使用する際、特に駐車場の外部開放については、過年度に承認を受けたものも含めて毎年度、地方整備局に事前承認を受けており、事務が煩雑となるとともに、承認まで時間を要し、有効活用に支障がある。 【改正内容】 公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で、公営住宅を住宅又は住宅以外の用途として目的外使用する場合には、当該公営住宅の目的外使用について事後報告することにより、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条」に規定する国土交通大臣の承認があったものとして取り扱う。 【改正による効果】 社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を弾力的に認めるとともに、事前承認手続を簡素合理化することにより、公営住宅の有効活用促進はもとより、地域の課題解決支援、地域活性化に資することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	822	09_土木・建築	都道府県	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	国土交通省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	【現行】 公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続が必要である。 【改正内容・効果】 対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続が事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。 ・また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。 ・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。 ・同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のプラン的な位置づけであると考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	823	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、京都府、徳島県	環境省	対象外	環境影響評価法第5条ほか	火力発電所等の環境影響評価手続の合理化	各手続段階に規定されている縦覧期間を短縮するなど、国・自治体・事業者の運用改善等による審査の期間短縮や、火力発電所の設置に関してはこれまで蓄積してきた過去の事例や知見を基に方法書手続を簡略化するなど、環境影響評価手続を合理化すること。	【支障事例】 環境影響評価手続は、開発と環境保全を総合的に進めるために不可欠な仕組みではあるが、その手続には3年程度の期間が必要とされている。特に東日本大震災以降の厳しい電力需給ひっ迫等により、火力発電所の環境影響評価手続の迅速化が求められている。 【改正による効果】 環境影響評価法の各手続段階で規定されている縦覧期間を半減するなど、国・自治体・事業者の運用改善等による審査の期間短縮や、火力発電所の設置に関してはこれまで蓄積してきた過去の事例や知見を基に方法書手続を簡略化することなど、環境影響評価手続を合理化することで、事業計画の策定から運転開始までの期間短縮が可能となる(火力発電所の現状:新設で10年以上、更新で7~8年程度)。 【提案理由】 火力発電所の設置などの事業は、単に事業者の営利事業というだけでなく、県施策と密接な関連を有する事業であり、縦覧期間や審査期間が長期化することにより県施策への影響が及ぶなど、実質的には「県に対する規制」と捉えることができることから提案するものである。 【環境影響評価手続の国の審査のための期間設定(火力発電所の場合)】 配慮書:90日(環境影響評価法施行令第9条) 配慮書の縦覧:30日間(主務省令第13条) 方法書:180日(電気事業法施行規則第61条の5) 方法書の縦覧:1月間(環境影響評価法第7条) 準備書:270日(電気事業法施行規則第61条の8) 準備書の縦覧:1月間(環境影響評価法第16条) 評価書:30日(電気事業法施行規則第61条の10) 評価書の縦覧:1月間(環境影響評価法第27条)	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】 (14) 国土利用計画法(昭49法92) (ii) 土地利用基本計画の変更(9条10項及び14項)については、過去の国と都道府県との協議における国の指摘事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る。</p>			<p>【国土交通省】平成26年度土地利用基本計画の変更状況等について(平成27年4月)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_820">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_820</a></p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	824	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、大阪府	環境省	B 地方に対する規制緩和	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条第3項	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく総量削減計画の策定における環境大臣への協議の廃止	計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画を策定時の環境大臣への協議を不要とし、報告とすること。	【現行】 現行では、計画対象範囲が県内で完結する総量削減計画の策定時には、環境大臣に協議しなければならない。 【支障事例】 県の策定協議会を経た計画案について、関係府省との調整に時間を要する上、国との協議で修正が必要となった場合、再度協議会に説明する必要が生じ、策定まで更に時間を要することとなる。 【改正の必要性】 そもそも、国の基本方針そのものが、国の関係省庁の施策及び対策地域間における施策の整合性を反映させたものであり、その基本方針の枠内で、県が総量削減計画を策定する限り、調整を再度行う必要はない。 また、総量削減計画の策定に当たっては、県内関係者により構成される協議会からの意見聴取を経て策定されることから、国が関与を行うことは、効率的な総量削減計画の策定を阻害し、都道府県毎の特徴的な施策の自主性を損なうことになるため、環境大臣への協議は不要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	825	06_環境・衛生	都道府県	兵庫県、大阪府、和歌山県、徳島県	環境省	B 地方に対する規制緩和	水質汚濁防止法第4条の3第3項	水質汚濁防止法に基づく総量削減計画の策定に係る環境大臣の同意協議の廃止	都道府県知事は、総量削減計画を定めようとするときは、関係市町村長の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないとされているが、総量削減計画の策定に関して、計画対象範囲が県内で完結する場合には、環境大臣の協議、同意を不要とし、報告とすること。	【現行】 現行では、各都府県が総量削減計画を策定する際、環境大臣が定めた基本方針に基づき各都府県が計画案を策定し、環境大臣に協議し同意を得なければならない。 【改正の必要性】 「水質総量削減は各都府県間の調整を十分に行い、関係者が一致協力して汚濁負荷量の削減を図ることが必要であり、環境大臣への協議は必要」との意見があるが、各都府県間の調整については、県が削減計画を策定する以前に、環境省が策定する総量削減基本方針(同法第4条の2)策定時に、アンケートの実施等により、関係都府県間の調整を図りながら策定されており、既に調整されているものと考えられる。このため、県が削減計画を策定する場合、国が示した基本方針で割り当てられた各都府県の削減目標量の枠内で計画を策定する限り、調整を再度行う必要はなく、よって環境大臣への協議も不要と考える。 【支障事例】 実際に第7次総量削減計画策定時の協議、同意の手続きには約2か月を要しているが、手続の簡素化を図ることでより積極的に目標を達成させることが可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	826	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県	厚生労働省	対象外	国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令第4条など	地方単独福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置の廃止	地方が単独で実施している重度心身障害児(者)、老人、ひとり親家庭、乳幼児・子どもを対象とした医療費助成制度の重要性や必要性に鑑み、国民健康保険の国庫負担金減額措置を直ちに廃止すること	【制度改正の必要性】 重度心身障害児(者)、老人、ひとり親家庭、乳幼児・子どもを対象として、各自治体において実施されている医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるようにすることで健康の保持と福祉の増進を図るものとして、地方自治体で単独で実施しており、医療に関わるセーフティネットとして必要不可欠なものである。 【改正による効果】 地方単独福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置は、国が本来果たすべきセーフティネットを担っている地方自治体の努力を阻害するものである。 また、当該措置の廃止は、国民健康保険の財政基盤強化に資する。	—
H26	827	02_農業・農地	都道府県	兵庫県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	生産緑地法第3条	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること	【現行】 現行制度においては、面積の一団が500㎡以上の農地として後継者が農業を継続した場合は、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ることとなっている。 【支障事例】 複数人からなる生産緑地地区において、農業後継者がいない農家が生産緑地を廃止することに伴い、他の農家が引き続き農業を行う意思がある場合においても、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。 また、農業用施設用地を相続した場合においては、農地と同様に農業の継続に必要であるにもかかわらず、相続税の納税猶予措置を受けることが出来ない。 一方、後継者がやむを得ず農業は行えないものの農地として継続させたい意思があり、市町・JA等が開設する市民農園など農地を貸し出した場合は、相続税の納税猶予措置が打ち切られてしまう。 このように、相続税の納税猶予措置が打ち切られた場合又は措置が受けられない場合は、相続税、利子税を納めるために農地の転用・売却が進み、農地の減少に一層の拍車がかかることになってしまう。 【提案内容】 そこで、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合、農業用施設用地を相続した場合、農地を守るために生産緑地を賃貸する場合、についても生産緑地地区の面積要件及び解除要件を緩和すべきである。また、公共事業用地として収用された場合にも、自己都合によらず生産緑地地区が農地面積が減少した場合と同様の措置を受けられるようにすべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	828	01_土地利用(農地除く)	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織への移譲を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえ計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側にとって地域ニーズを十分に反映できるしみとはなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るための取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができ、関西地域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。 地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的に行い、主体的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線にたった地域ニーズを反映した広域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	829	09_土木・建築	都道府県	兵庫県	国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一級河川の管理)等(道路法、河川法等に基づく、直轄国道及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等に係る部分)	複数都道府県に跨がる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やバイパスの現道区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨がるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一体的に事業を実施することで、圏域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい、地方が事業を実施することで、地域住民(議会)の関心やチェック機能も高まり、その民意を反映しやすいものとなることにより、許認可に係る事務も含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めた国と地方との適切な役割分担を考慮しながらも、複数の都道府県に跨がる直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することで、防災、観光・文化振興、産業振興、医療、環境保全と連携した総合行政の観点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。 全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)」に対する意見)で言及されているように、複数の都道府県に跨がるものについて広域での移譲を進めるため、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体の移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	830	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県	国土交通省(観光庁)	A 権限移譲	「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」第8条第3項(観光圏整備実施計画の認定)	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から関西広域連合への移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業法の特例等)が受けられること及び補助事業「観光ブランド確立支援事業」の補助対象者となることを求める。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の整備においては、各構成府県市が行う観光圏整備事業を広域的視点で捉え、関西全体を「日本の顔」となる国際観光エリアとしてそれぞれの観光圏を効果的に整備し、有機的に結びつけて周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エリア「KANSAI」のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。 現行の観光庁の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定エリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	831	11_その他	都道府県	兵庫県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2第4項	広域連合が国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、「当該広域連合の事務に密接に関連する」を削除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している様々な事務・権限について移譲を求めようとしている。 しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	832	11_その他	都道府県	兵庫県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の3第2項	広域連合の規約変更手続きの弾力化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあたっては、総務大臣許可を受ける際に、国の関係行政機関の長との協議が必要とされているが、同法を改正し、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の長への協議が必要となっている。 当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速な対応に支障が生じるおそれがあるため、協議を廃止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾力化する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	833	11_その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	(総務省関係)平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる範囲について」、平成20年9月9日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市窓口業務の委託に係る規制緩和	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定や請求等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な管理下」にあれば民間事業者が行うことができることとされている。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に関して「事実上の行為又は補助的行為」について「市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制であれば」民間事業者がその業務を行うことができるとされている。ICTの利活用を含めて本庁舎の市民課職員と密に連携し「適正な管理下又は臨機適切な対応ができる体制」があれ	当市においても市政窓口において業務委託を実施しているが、ICTの利活用を含めて職員が(遠隔で)適正な指示を行うことにより、職員が常駐する場合と同様に、不測の事態等に際しても臨機適切な対応が可能と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	834	11_その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	(総務省関係)平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる範囲について」、平成20年9月9日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書等の交付については、本人等が取得する場合には、交付・不交付の決定や請求内容等の審査においても困難でないと考えられるため、証明書等の交付において交付・不交付の決定や請求内容の審査を民間事業者が行うことができるようにしていただきたい。	証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。異例ないし困難な事例については、職員が決定や審査を行うこととし、平易な事案については委託することが可能と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	835	11_その他	一般市	三鷹市	総務省	B 地方に対する規制緩和	平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる範囲について」	住民基本台帳関係事務における委託事業者によるコミュニケーションサーバ端末の操作に係る規制緩和	民間事業者が住民基本台帳事務に関してコミュニケーションサーバ端末の操作は認められないとされているが、民間事業者による操作も可能としていただきたい。	住民基本台帳カードを利用した証明書等のコンビニ交付の普及などにより、現在、住民基本台帳カードの利用が伸びている。住民基本台帳カードの継続利用やコンビニ交付等の手続は住民異動の手続に併せて申請されることが多く、窓口業務の委託を行っている市政窓口等の施設においては、コミュニケーションサーバ端末(以下「CS端末」という。)の操作を職員が行わなければならないことから、手続に來られた市民をお待たせすることにもつながりかねない状況となっている。セキュリティに関しても平成26年5月以降は、全国の自治体においてCS端末の生態認証が導入されるなど、操作ログも適正に管理されている。CS端末の操作を受託事業者においても使用可能とすることで、住民サービスの向上や内部事務の効率化につながるものと考ええる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	836	09_土木・建築	一般市	三鷹市	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	下水道法第22条	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格を条例に委任し、より地域の実情に応じた資格の設定を可能とする。	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格について下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人財育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該観点のみの職員配置は難しい状況にある。また、職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	837	09_土木・建築	一般市	三鷹市	国土交通省	対象外	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2、3、5、8、9、10、11、19条	特定優良賃貸住宅に関する権限移譲の見直し	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による特定優良賃貸住宅(都民住宅)に関する権限について、東京都に移譲するよう要望する。	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律は、中堅所得者の居住の安定を図ることを目的としているが、現在、中堅所得者層が通勤等により移動する範囲は複数区・市に渡っており、優良賃貸住宅の建設にあたっては、各区・市等の小さな地域内ではなく、都・県等の大きな地域内での全体的住宅事情を考慮した供給計画の作成が必要である。今回の権限移譲により供給計画の認定権限その他が各区・市になったことにより、周辺区・市等全体の配置状況などを把握しないまま認定されることになり、目的に沿った効率のよい住宅建設計画の作成・認定が困難になった。また、既存の特定優良賃貸住宅の大半は都・県の管理によるものであり、区・市管理によるものは少ない。そのため供給計画変更認定や地位承継の承認等、事業者から都・県を経て区・市に申請されるものが多数であり、区・市に権限が移譲されたことによる事務効率の改善は図られず、区・市の負担のみ増加する結果となった。また、都・県が自ら管理する特定優良賃貸住宅に係る地位承継の承認等の事務を行う事は必然であり、適切な管理につながるものと考ええる。したがって、都・県が管理する特定優良賃貸住宅に係る供給計画変更の認定や地位承継の承認等の権限は都・県に戻すことを強く要望する。	-



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【総務省】 (6)住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳関係事務に係る市町村の窓口業務を民間事業者へ委託する場合については、民間事業者の従業員の事務処理に目が届く状態で管理する措置や、異例・困難な事案が生じたときに市町村職員自らが事務を掌握し、処理する措置など、「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」(平20総務省自治行政局市町村課等)における措置と同様の措置が常に実現されるような仕組みが構築されるのであれば、必ずしも同一施設内に市町村職員が常駐しない場合であっても業務委託は可能であり、その旨を市町村に周知する。</p> <p>6【法務省】 (1)戸籍法(昭22法224) (ii)戸籍事務の一部を民間事業者に委託する場合において、不測の事態において市町村職員による臨機適切な対応を行うことができる体制等が確保されていると法務局が判断する場合に限り、必ずしも同一施設内に市町村職員が常駐しない形態での業務委託も可能であり、特定の市町村においてその取扱いが認められた場合は、その旨を他の市町村に周知する。</p>					
<p>6【国土交通省(9)】【環境省(1)】 下水道法(昭33法79) 公共下水道又は流域下水道の設計若しくは工事の監督管理又は維持管理を行う者の資格要件(施行令15条及び15条の3)のうち技術上の実務従事経験について、下水道管理をめぐる状況の変化に鑑み、下水道以外の一定のインフラに関する経験を算入できるようにするとともに、下水道に関する経験を緩和する方向で検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	838	06_環境・衛生	一般市	三鷹市	厚生労働省	対象外	水道法37条、39条の3、48条の2など	水道法に関する権限移譲の見直し	地域主権改革一括法(第2次)において基礎自治体に権限移譲された専用水道、簡易水道に関する事務権限について、東京都に移譲するよう要望する。	権限移譲された市の専用水道、簡易水道に関する事務については、東京都が水道事業を一元的に行っていることから、地方自治法に基づき東京都に事務委託をしている。事業主体である基礎自治体には、専門知識を有する職員がいないことなどから、東京都に委託料を支払い、年度の事業報告を受けているのが現状である。また、三鷹市は、地方交付税の不交付団体であることから、財源保障がされていない。事業の実施にあたっては、住民生活に支障を来すことなく、効率的に実施されることが求められることから、事業主体と権限が一致していることが望まれる。 このほか、飲用井戸等衛生対策要領に関する事務についても市が実施することとされ、東京都に事務委託をしている。こうしたことから、水道法及び飲用井戸等衛生対策要領に関する専用水道等事務については、東京都に権限移譲するよう要望する。	—
H26	839	01_土地利用(農地除く)	町	茨城町	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせた運用ができるように所要の措置を求めます。	【本町の可能性】 本町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備を中心に優れた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたちなか港、そして平成22年3月に開港した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスに恵まれたポテンシャルの高い町として、県央地域の重要な地位を占めつつあります。 【制度改革の必要性】高度成長期につくられてきた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地活用が円滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市計画法第15条第1項の定めにより町に区域区分の決定権がないため、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内に定住を希望する者がいても家を建てられないため町外に出ることを黙認しているほかないという問題があります。かつて、効果的利用と乱開発の防止を目的として定められ有効に機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日ではむしろまちづくりや土地利用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとっての大きな損失です。 【制度改革の効果】貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の活性化を図る土地政策を行うことが可能になる。 【まとめ】 については、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu-kekka.html</a>
H26	840	10_運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外	道路運送車両法第67条第1項、自動車登録令第19条	租税債権者の自動車の所有権移転代位登録	租税債権者が自動車の所有権移転代位登録を行うことができるよう、具体的に、以下の法改正を求めるものとする。 ① 自動車検査証の記載事項の変更を使用者たる租税債権者の意思に依らずに行うことができる旨の規定の創設(道路運送車両法第67条関係の改正) ② 前記①に基づき、租税債権者から請求があった場合、留保権者は、「譲渡証明書」、「印鑑証明書」等、代位原因証明書類の提出を義務付ける規定の創設(自動車登録令第19条の改正)	所有権留保のある自動車で割賦販売代金が完済された場合には、留保の原因が消滅し自動車の所有権は留保権設定者である使用者に移転することになるが、一般的には、道路運送車両法に規定する移転登録がなされず、登録されている所有権留保は解除されないことが多い。県税滞納者がこのような自動車の使用者である場合は、当該自動車に対して国税徴収法第71条に規定する自動車の差押えをしても、所有者(留保権者)と使用者(滞納者)で登録上の名義が異なるため、国土交通省運輸支局に対して、第三者対抗要件である差押登録の嘱託を行うことができない。 自動車登録令第19条では、所有権移転登録について債権者代位による申請を規定しているが、運輸支局において差押登録をするためには、次の手続を経る必要があるとされており、②の委任状の入手が極めて困難であるため、債権者代位による移転登録が事実上不可能となっている。 ① 「変更登録申請」と「自動車検査証」の記入申請は同時に行わなければならない。(道路運送車両法第12条) ・ 所有者の氏名・住所等について15日以内に変更(道路運送車両法第12条) ・ 15日以内に、上記変更登録について自動車検査証の記入(道路運送車両法67条) ② 租税債権者が①の手続きを行う場合、滞納者からの委任状を入手する必要がある。 ③ 租税債権者が移転登録を代位する場合に、留保権者(所有者)から「譲渡証明書」「印鑑証明書」等を入手する必要がある。  自動車税の滞納案件は非常に多く、課税客体となる自動車の差押は県税の滞納整理において大きなウエイトを占めているが、上記のことが自動車差押の阻害要因となっており、また、税徴収における公平性の問題もあるため制度等の見直しが必要である。 滞納者の意思によらずに租税債権者である県が、差押自動車の所有権移転代位登録を行うことができ、納税の公平性確保、徴収金の確保が図られる。	—
H26	841	10_運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外	道路運送法第82条	過疎地域における人・物の効率的な輸送に向けた規制緩和	過疎地域等において、旅客及び貨物を効率的に運送できるよう、道路運送法等の弾力的な運用を可能とする。 ① 自家用有償旅客運送についても、事業者運行のバスと同様に、有償・無償を問わず少量の貨物運送を可能とする。 ② 旅客予約の無いデマンド運行便での貨物のみの運送を可能とする。	過疎地域等における市町村バスやNPO等による有償運送である自家用有償旅客運送については、「旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。」とする道路運送法上の規定が適用されないため、事業者運行バスと同程度の輸送サービス(有償・無償を問わず少量の貨物運送)ができない。 また、旅客の効率的な輸送手段であるデマンド運行(予約がある場合のみ運行する形態)においては、(事業者バス、自家用有償旅客運送車両ともに)旅客予約の無い便での貨物のみの運送はできないと解されている。 山間部から「道の駅」まで、高齢者の生きがいづくりの一環として農産物等の輸送ニーズがあり、これに対応するため、地域内を走る既存の旅客運送車両を活用したいが、現行制度では、車両を有効に活用することができない。 自家用有償旅客運送車両では、(旅客の運送に付随する)定期路線運行であっても、貨物の運送を有償で行うことはできないことから、農産物等の輸送のための料金を設定することはできない。 デマンド運行の朝1便目で農産物等を道の駅まで出荷したいが、旅客予約が無い便で貨物のみ運送することが現行では認められていないことから、毎日必ず出荷できるとは限らない。  過疎地域等における貨物も含めた効率的な運送が可能となる。また、限られた車両の有効活用が図られる。	—



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	843	10_運輸・交通	都道府県	愛媛県	国土交通省	対象外	(法令)道路運送法第78条、道路運送法施行規則第48条ほか(通達等)過疎地有償運送の登録に関する処理方針についてほか	自家用有償旅客運送事業の事務権限の移譲に合わせた運用ルールの緩和	自家用有償旅客運送について、当該運送形態に頼らざるを得ない地域の実情を踏まえた運用ルール等の緩和を求める。	中山間地域や島嶼部等においては、採算性の点から交通事業者参入が期待できない地域が存在し、このような地域においては、自治体やNPO法人が運行する自家用有償旅客運送が行われている。 自家用有償旅客運送の登録には、その前提としてNPO等の法人格のある団体を設立する必要があるが、高齢者の多い過疎地域等では、登録の条件である法人格のある団体を地元住民で設立すること等は難しく、また、自家用有償旅客運送の登録手続きも煩雑でハードルが高い。 例えば、バス事業者に加え、タクシー事業者の参入も見込めない限定された地域内における住民の足の確保のための一つの手法として、地域通貨を活用した住民相互活動による運送形態についても、燃料費の負担や事業の反復性の度合いによっては、現行制度上では、自家用有償旅客運送としての登録が必要となる。 制度を活用できる地域が広がることが想定され、特に過疎地域等における地域交通の課題解決に向けた取組みへの支援となる。	—
H26	844	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第3の2第3項、第8条、第10条第3項、第13条第2項、第16条第3項、第16条の2第2項、第19条第2項、第21条第2項、第22条、第23条、第25条、第26条、第26条の2、第29条第1項、第32条第2項、第33条第2項、第35条第1項、第35条の2、第35条の3、第35条の4(第8条、第10条、第23条)、第35条の6第1項、第35条の7、第35条の10、第82条第1項、第83条第1項(液化石油ガス販売事業者に係るもの)及び第2項、規則第132条、規則第133条	液化石油ガス販売事業者の登録等の市町村への権限移譲	液化石油ガス販売事業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する販売事業者でありながら、県域内のみならず事業所を設置する販売事業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している販売事業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。 さらには、液化石油ガス販売事業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるものの、現在、当該事務は県(一部国)が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えば、事故の届出については、国所管の事業所であっても、販売店の所在する都道府県に届出することになっているなど、事務処理が混乱するおそれ指摘されている。 本業務に従事する国の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導をすることができる。 一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。なお、現在、本県が所管する事業者数は約400事業所。このほか、複数の県域に跨る事業所として国が所管するものは県内に約10事業所。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html</a>
H26	845	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省	A 権限移譲	電気工業の業務の適正化に関する法律第3条第1項、第3項、第6条、第7条第1項、第8条、第9条第2項、第10～12条、第14～16条、第17条第2項、第17条の2、第17条の3、第27条第1項、第4項、第28条、第29条、第30条第1項、第2項、第33条、第34条第2～6項	電気工業者の登録等の市町村への権限移譲	電気工業者の登録等の事務について、効率的・効果的な事務が可能となるよう、以下のとおりとする。 ① 事業者が県域をまたがって複数の事業所を設置している場合の国が所管する仕組みを見直し、事業所単位で地方自治体が所管できるようにする。 ② 電気工業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との連携という観点から、適宜、県から基礎自治体への権限移譲を行い、事業所の所在する基礎自治体が所管させるとともに、届出についても、基礎自治体に行くこととする。	現在は、同じ都道府県内に事業所を設置する電気工業者でありながら、県域内のみならず事業所を設置する電気工業者に対して都道府県は指導できるが、県域をまたがって事業所を設置している電気工業者は国所管であり都道府県では指導できない二重行政となっている。 さらには、電気工業者の登録等の事務は、基礎自治体が所掌する消費者行政や消防行政との関係が深く、これらと連携して対応することが有効であるものの、現在、当該事務は県(一部国)が所管しており、効率的・効果的な行政運営の妨げとなっている。例えば、国所管の事業所によるオール電化切替工事に伴うトラブルが発生した場合であっても、直接、調査や指導を行えないといったことが指摘されている。 本業務に従事する国の人件費、組織維持の経費が不要となる。また、地域の事業所は地域で統一した指導等することができる。 一般消費者や地域店舗に最も近い基礎自治体で指導等を行うことにより、効率的な行政運営が可能となる。また、火災事故等の際に、消防を所管する基礎自治体の方がより密に消防と連携を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html</a>
H26	846	06_環境・衛生	都道府県	愛媛県	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第2項、第14条の5第1項	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限り)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。 なお、積替保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。	事業者にとれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。 事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。  (参考) 1 許可件数(平成22年度) (1) 産業廃棄物収集運搬業 1,473件 (うち県外業者で積替保管施設なし 349件) (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 220件 (うち県外業者で積替保管施設なし 93件) 2 事務手数料 ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件 ・産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 73,000円/件 ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円/件 ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件 ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件 ・特別産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円/件	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu.kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【環境省】  (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)  (i) 産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可(14条1項及び14条の4第1項)については、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県等ごとに許可を要することとされている現行制度において、欠格要件該当性等の審査に必要な情報を許可主体間で共有し、審査に係る行政の事務負担の軽減を図るため、現行の産業廃棄物行政情報システムの充実・改善を行う。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	847	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4第5項	基準病床数算定における都道府県独自加減算方式の導入	基準病床数について、都道府県が独自に加減可能とすることで、基準病床を超えている地域でも、臨機に地域医療ニーズに応じた病床を整備する。	【支障事例】 基準病床数は全国一律の算定方式で定められているため、地域に必要な病床の適時適切な整備に支障をきたしているのが現状である。また、基準病床超過を理由に、高度ながん医療を提供する病床や緩和ケアなど地域に必要な病床の整備が困難になっている。 【改正の必要性】 義務付け・枠付けの第4次見直しの際、全国知事会が基準病床数を都道府県において独自に加減が可能となるようにすべきと提案し、厚生労働省から適当でないと回答があったものの、地域の医療ニーズに即応するため、地域の現状を知る知事の判断で病床を加減できるようにする必要がある。 【改正による効果】 地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	848	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法施行令第5条の4第2項	特例病床許可に係る厚生労働大臣同意の廃止	特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止し、知事判断で特例病床の許可を行う。	【支障事例】 特例病床とは、病床制限の例外措置であり、病床過剰により病床の新・増設が制限される場合であっても、更なる整備が必要な一定の病床数を、基準病床数に加えて病院開設・増床の許可を行うことができる(法第30条の4第8項)制度であるが、厚生労働大臣の同意を必要とするため、地域の実情に合わせた迅速な対応に支障をきたしている。 【改正の必要性】 義務付け・枠付けの第4次見直しの際、全国市長会が、特例病床許可に係る厚生労働省同意の廃止を提案し、厚生労働省から適当でないと回答があったものの、地域の実情に合わせた迅速な対応を行うため、地域の現状を知る知事の判断で病床許可できるようにする必要がある。 【改正による効果】 地域で真に必要な病床が臨機に整備できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	849	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第41条第4項、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(厚生省告示)第2号、厚生労働大臣が定める一単位の単価(厚生労働省告示)等	介護サービスの地域間格差の是正	市町村と協議の上、都道府県において、介護報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、離島等過疎地域への介護サービス事業者の誘導等を図る。	【支障事例】 現行制度では、人件費などの地域差を適正に反映させるために、全国を7つの地域区分(単位:10円～11.26円)に分類し、都市部においては、その区分ごとに介護報酬単価が割り増しされているが、愛媛県の市町は全て同一の区分に属しているため、介護報酬単価は愛媛県下で統一(1単位10円)されている。愛媛県内の都市部とそれ以外の地域では、介護サービスの集積度に差があり、同じ要介護度で認定されても受けられるサービスに違いが生じている。 例:①デイサービス事業所の分布状況(事業所数) →多い順:松山市(178)、宇和島市(52)、新居浜市(48) →少ない順:松野町(3)、上島町・久万高原町・砥部町・伊方町(5) ②認知症対応型共同生活介護事業所(グループホーム)の分布状況(事業所数) →多い順:松山市(111)、新居浜市(28)、今治市(24) →少ない順:上島町(0)、松野町(1)、伊方町・鬼北町(3) また、離島地域は、介護サービスに係る経費が割高で人材の確保が困難であることから、現行制度の範囲内で加算を行っているにもかかわらず、事業者の参入が進まないため、十分なサービス量が確保されていない。 【制度改正の必要性】 このため、中山間や離島など条件不利地域においては、介護事業者が進出するインセンティブとし、介護報酬単価の上乗せ設定を可能とする制度の創設により、離島等過疎地域への介護サービス事業者の進出が容易となることや、県内のどの地域においても同等のサービスが受けられるようになり、サービスの不平等感の解消が図られるとともに、地域の実情に合った介護サービスの提供が可能となる。 具体的には、「厚生労働大臣が定める一単位の単価(厚生労働省告示)」に、都道府県及び市町村との協議の上「地域の実情に合わせて単価の設定ができる」旨の例外規定を追加する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	850	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第41条 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表6等	介護サービス事業者及び利用者における要介護状態改善への意識向上	更新認定等において要介護度が改善した場合に、サービス事業者にインセンティブが働く仕組み(例えば介護報酬加算や一時金など介護保険に成功報酬を導入)をつくるとともに、サービス利用者には次回更新までの自己負担額の軽減措置等を図る。	【支障事例】 介護保険サービスは、要介護状態や要支援状態の軽減又は悪化の防止に役立つよう提供されなければならないが、以下のようなことが指摘されている。 ①サービス事業者は、要介護状態の悪化すると、結果として介護報酬が増えることがあり、要介護状態の軽減等に向けた意識が働かにくい。 具体例1:通所介護(デイサービス 通常施設、7～9時間利用の場合)における要介護度の改善 (要介護度3)9,440円/1回 →改善→(要介護度2)8,170円/1回 (差額)△1,270円/1回 具体例2:介護度が改善した者の割合が低い 平成24年度介護度:前回より高くなった者28.3%、前回と変わらなかった者64.3%、前回より低くなった者7.4% ②居宅サービスの利用者は、要介護度が改善すると、利用できるサービスの量(区分支給限度額)が下がることになり、従前のサービスの利用を継続できなくなることへの不満や不安を抱くことが多い。 (要介護度3)269,310円/月 →改善→(要介護度2)196,160円/月 (差額)73,150円/月 【制度改正の必要性】 そこで、更新認定等において要介護度が改善した場合に、サービス事業者には、介護報酬加算や一時金など介護保険に成功報酬を導入をつくるとともに、サービス利用者には、次回更新までの自己負担額の軽減措置等を図るといった、インセンティブが働く仕組みを提案するものである。 【効果】 この提案が実現した場合、次の効果が発現すると考える。 1 サービス事業者において、要介護度改善の実績をアピールすることにより、信頼向上につながる可能性があるほか、事業者間の競争によるサービスの質の向上も期待 2 サービス利用者において、要介護度改善や自立した生活に戻ることに意識向上 3 要介護度改善者の増加による介護給付費の抑制と要介護度が改善することへの苦情の減少	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (i)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。					
6【厚生労働省】 (3)医療法(昭23法205) (i)医療計画に定める基準病床数制度(30条の4第2項12号)については、都道府県における地域医療構想の策定・運用状況を共有しつつ、今後の医療需要の増大や地域ごとに異なる実情を踏まえた医療提供体制の在り方について検討を進める。					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	851	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条	農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲	農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。	農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定においては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが散見される。全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を把握している県などの地域行政の判断(審査会等や専門家の意見照会等)が必要である。認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農商工連携ファンド事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情報の精度が高まる。認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。(参考)認定数H26..2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県)愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件年度別 農商工等連携事業認定数H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件)農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	852	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	電源立地地域対策交付金交付規則第3条、第19条	電源立地地域対策交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	電源立地地域対策交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。現行制度上、事業費の30%以上の増減がある場合には、それが入札減少金によるものであっても、事業内容の変更について、大臣承認が必要とされ、事務手続が煩雑となっている。電源立地地域対策交付金交付規則第19条第3号に規定する交付金事業の変更承認申請について、入札減少金の発生に伴うものなどについては県の裁量とするよう権限を移譲する。変更承認申請の省略化及び入札減少金等の余剰財源について、他の行政需要事業への県の裁量による充当を行った上で、実績報告により額を確定する。煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	853	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条、第11条、	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	石油貯蔵施設立地対策等交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。当交付金は石油貯蔵施設の設置の円滑化に資することを目的とするものであるが、交付対象事業は公共施設に限定されていることから、その他の行政需要には充当できない。石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則第3条に規定する交付対象経費(公共施設の整備費用)について、県が必要と判断する経費に充当できるよう権限を移譲する。交付対象を公共施設の整備に限定しない制度設計とする。煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	854	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条、第9条	原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	原子力発電施設立地地域共生交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けられない。原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【農林水産省(9)】【経済産業省(18)】 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38) (i)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。</p>			<p>【農林水産省】【経済産業省】 農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について(平成27年3月11日付け農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26.851">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26.851</a></p>	
<p>6【経済産業省】 (8)発電用施設周辺地域整備法(昭49法78) 電源立地地域対策交付金における入札による金額の減少については、減少額が交付対象経費の30%未満の場合にも、変更承認申請(電源立地地域対策交付金交付規則(平16文部科学省・経済産業省告示2)19条3号)及び新たな交付申請(同規則17条1項)が可能であることを、地方公共団体に通知する。</p>			<p>【経済産業省】「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」に係る対応について(平成27年2月6日付け資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課電源地域整備室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26.852">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26.852</a></p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	855	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(資源エネルギー庁)	A 権限移譲	核燃料サイクル交付金交付規則第3条、第8条	核燃料サイクル交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲	核燃料サイクル交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。	現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けられない。 核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。 地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	856	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省(中小企業庁)	対象外	大規模小売店舗立地法第6条第2項、同条第3項、同条第4項	大規模小売店舗立地法に基づく駐車場収容台数変更手続の緩和	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に基づく必要駐車台数を確保した上での収容台数の変更など、周辺地域の生活環境に重大な影響を与えない変更については、8か月の変更制限を廃止する。	駐車場の収容台数を減少させる場合、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく必要駐車台数を満たした範囲内の変更のときでも、地元説明会や騒音調査などの手続が必要で、かつ8か月の期間を要する。 自治体において当該届出に係る意見を有しない旨を届出者に通知した場合は、大規模小売店舗立地法第8条5項に基づき、その時点で8か月制限が解除されるものの、当該通知を行うまでの間、届出の縦覧手続き等により少なくとも4か月の期間を要するため、事業者が月極駐車場や借地駐車場を確保している場合は、その期間については、費用を負担することとなる。 事務手続に関する小売業者の負担が軽減される。	—
H26	857	07_産業振興	都道府県	愛媛県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	工場立地法第8条第1項、同法施行規則第9条	工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和	一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更該当するものとして変更届出の対象から除外する。 なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きさ要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。	工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。 ①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が減少しない場合、 ②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が10㎡以下の場合 本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている。 工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。 また、同時に行政の事務コストを削減することができる。 (具体的事例は別紙のとおり)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	858	02_農業・農地	都道府県	愛媛県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の見直し	中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適応した独自の制度設計による価格保証が行えるよう、共同出荷割合に係る国の一律の要件を弾力化する。	指定野菜価格安定事業の対象については、野菜生産出荷安定法第4条に基づき、種類、面積、共同出荷割合(農協等の共同出荷組織による出荷数量の全出荷数量に対する割合で2/3又は1/2)が設定されているが、本県の野菜の多くは、急傾斜地や中山間地で生産されており、一律のまとまり要件を満たすことが難しく、指定産地数は、平成15年度26産地あったが、26年度には17産地と大幅に減少してしており、さらに、さといも、たまねぎの2産地では、共同出荷割合が1/2を下回る事が懸念される。 国は、平成26年3月31日付けで面積要件を緩和したが、共同出荷割合は見直しがされなかったため、一律要件の弾力化(中山間地域や条件不利地域では共同出荷割合を1/3にするなど)が必要である。 これにより、地域の立地条件や気象条件に適した独自性を有する野菜産地拡大維持を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	859	02_農業・農地	都道府県	愛媛県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	強い農業づくり交付金実施要綱	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和	強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3～5戸の集団でないと利用できない、1戸でも、ある程度の規模を有しており、地域の合意が得られていれば、事業利用できるようにする。	近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休農地を利用して、農場開設をしたい旨の要望があり、耕作放棄地対策の一助になる上、地元雇用につながるため、事業主体の市町としても受け入れ体制を整備したい意向がある。 当該交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に資するための取り組み等を推進することとしており、この趣旨には合うものの、事業採択要件に該当しないため、事業を活用した農業支援ができない。 このような農業参入企業や大規模法人は、栽培面積の拡大や新規就農者の受け入れ先等、産地の維持・発展に大きく寄与するものと期待できることから、支援が必要である。 また、この緩和により、地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制が整備できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【経済産業省】  (5)工場立地法(昭34法24)  緑地面積の減少に係る軽微な変更(施行規則9条6号)の範囲については、規制の基準の在り方や具体的な支障事例を踏まえた上で検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	860	09_土木・建築	都道府県	愛媛県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	河川法第79条第2項第4号	一の都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意を廃止する。	現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、国に協議し同意を得ることが必要とされているところ、許可期間の単純更新など軽易な案件は、国の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を行う場合は、国への手続が必要である。 上記許可に関し国の同意が必要である理由は、広域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためとされているが、当該許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処分する場合であっても統一的な取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体を県が管理しており、地方が単独で水利権の更新に係る判断主体となることに不合理な点があるとは言えないものと思料する。 県の審査後に、国の同意が必要な案件で協議から同意まで5か月を要したのもあり、更新手続に一定の時間が必要な状況であることに加え、協議に係る事務負担もある。  河川法第79条第2項第4号を改正し、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在国の通知により認められている軽易な案件だけでなく、全ての場合において国の同意を廃止する。  地域の実情や水利使用等のあり方も勘案しながら、国の基準を遵守して判断することで、効率的に事務処理を進めることが可能となり、その結果、処理期間の短縮も可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	862	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	「子ども子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の認定権限は県に残る。 施設の移行を考える幼稚園事業者などが、認定こども園の類型によって相談窓口が異なることは非効率的であり、利便性をも欠くことになる。 類型を越えた認定こども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	863	02_農業・農地	指定都市	さいたま市	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第6条、第7条	農業振興地域の指定権限の移譲	県が持つ農業振興地域の指定権限を市に移譲する	農用地等として保全すべき土地の区域については、市で定める農業振興地域整備計画において農用地区域として指定を行っているが、首都圏に位置する本市においては、農用地等の確保が困難な状況になりつつある。 このような中、農業振興地域に指定されていない区域においても、新たに農用地区域として指定を行い、農業振興を進めたいと考えているが、農業振興地域の変更は県の事務とされているため、地域の実情に応じた農地の保全が行えず、農業振興に関する公共投資を行いたくても行えない状況にある。 また、都市の成長を図るために行う土地利用についても、地域の実情に合った土地利用ができない状況にもある。 都市の成長を促す都市化と農業振興を並行して推進するためにも、地域の実情を把握している市の裁量において、農用地区域の指定を行うため、農業振興地域の変更をも可能とすることが必要と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	864	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第17条 介護保険法施行令第6条第1項	介護保険認定審査会委員任期を定める規定の緩和	介護保険認定審査会委員任期について、現在は介護保険法施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	【支障事例】 介護保険法施行令第6条第1項により、介護保険認定審査会委員の任期は、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事務上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査会委員300名、うち再任された委員263人) 【制度改正の必要性】 また、認定審査は専門性を要することから一定期間の任期が必要である。 このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>
H26	865	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	精神保健福祉法第13条	精神医療審査会委員の任期を定める規定の緩和	精神医療審査会委員任期について、現在は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	【支障事例】 精神医療審査会委員の任期については、精神保健福祉法第13条第2項により、2年と定められている。しかしながら、委員には専門的な知識や経験が必要であるため、再委嘱しているのが現状である。 委員の委嘱にあたっては、医師会等の協議が必要であり、手続き等を含め相当の労力と準備期間を要している。(平成26年4月現在、審査会委員14名、うち再任された委員9人) 【制度改正の必要性】 このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kikka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (12) 介護保険法(平9法123) (i) 介護認定審査会の委員の任期(施行令6条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。			【厚生労働省】介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布及び介護認定審査会の運営についての一部改正について(平成27年12月16日付け厚生労働省老健局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_864">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_864</a>	
6【厚生労働省】 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123) 精神医療審査会の委員の任期(13条2項)については、3年を上限として条例(制定主体は都道府県及び指定都市)で定める期間とすることを可能とする。					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	866	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第5条	障害支援区分認定審査会委員任期を定める規定の緩和	障害支援区分認定審査会委員任期について、現在は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	【支障事例】 障害支援区分認定審査会委員の任期については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令により、全国一律に2年とされている。しかしながら、実際には2年を超えて再任される方も多く、一度に多くの改選手続きを行うのは、事実上相当の労力と準備期間を要する。(平成26年4月現在、認定審査会委員40名、うち再任された委員36人) 【制度改正の必要性】 また、審査の公平性を確保するためにも一定期間の任期が必要である。このことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、市町村の実情に応じて柔軟に対応できることが必要と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	867	09_土木・建築	指定都市	さいたま市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第80条	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政法関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。 また、本市では年間8回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築紛争が頻繁に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とでは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。 以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	868	08_消防・防災・安全	指定都市	さいたま市	内閣府	対象外	民法第717条	災害時の、民間事業者が保有する施設における一時滞在施設の「建物所有者の無過失責任」の免除	災害時に民間事業者が保有する施設を一時滞在施設として使用した際の施設管理責任について、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかった場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」を免除する	帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設について、自治体の公共施設だけで想定される帰宅困難者を収容することは不可能であり、民間事業者の協力が不可欠である。 しかし、民法第717条の「建物所有者の無過失責任」では、災害時に善意で帰宅困難者を受け入れた場合であっても、建物所有者に賠償責任が及ぶ場合があり、民間事業者が自治体に一時滞在施設として協力することへの阻害要因となっている。 そのため、民間事業者の協力をさらに得るために、施設を開放し、かつ、災害発生時前の施設管理を怠らなかった場合に、民法における「建物所有者の無過失責任」を免除する等の見直しが必要と考える。	—
H26	869	05_教育・文化	指定都市	さいたま市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(5)(6)(7) 26施設助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[6]大規模改造事業	学校施設の耐震化事業に係る補助要件の緩和	非構造部材の耐震化事業について、構造物の耐震補強と同様に、同時に行う大規模改造事業と合算して国庫補助の対象事業費の下限額を設定することを求める。	【支障事例】 本市では、非構造部材の防災機能強化事業と大規模改造事業(トイレ改修、障害児等対策)を同時に行うことで、児童・生徒が安全に過ごせる場所にするともに、災害時の避難場所としての機能を高めようとしている。しかし、現行の制度では、構造物の耐震補強事業と同時に行う大規模改造事業については、合算して国庫補助の対象事業費が算定されるのに対し、非構造部材の防災機能強化事業と同時に行う大規模改造事業については、それぞれ別に算定されることから、大規模改造事業費の下限額400万円を下回り、国庫補助の対象とならない学校施設(平成25年度18校(うち避難所指定校18校))が多く出てしまっている。 【制度改正の必要性】 本市のように学校数(同166校(うち同165校))が多い場合、市単独でこれらの事業を実施するのは困難である。そのため、災害時の避難場所としての機能も有する学校施設における耐震化工事は、構造物・非構造部材によりその扱いを異なるものとする必要はないと考える。よって、いずれも大規模改造事業と一体となって実施できるよう、同時に行う大規模改造事業と合算できる国庫補助の対象事業費として、構造物の耐震補強事業と同様に、非構造部材の防災機能強化事業についても対象とすることを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	870	05_教育・文化	指定都市	さいたま市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条	学級編制の標準について、地域の実情に合わせた弾力化	義務標準法に定める学級編制の標準において、少人数教育を推進するため、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた学級編制を可能にすることを求める。	【支障事例】 現在本市では、独自のスクールアシスタントなどの施策を充実させ、少人数学級と少人数指導のそれぞれの良さを取り入れ、少人数で指導する効果を最大限に生かしながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。しかし、国においては、平成26年度予算の概算要求において、「世界トップレベルの学力・規範意識を育むための教師力・学校力向上7か年戦略」(H25.8.30文科省)として、少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備を挙げたが、少人数教育の推進については予算計上に至っておらず、学級編成の標準の見直しが図られていない。 【制度改正の必要性】 今後、基礎学力の向上と習熟度別学習など、個に応じたきめ細かな指導を実現し、いじめ等の学校教育上の課題等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。そのため、学級編制の標準を弾力化し、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた標準の設定を可能とする制度の見直しが必要であると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i) 市町村審査会の委員の任期(施行令5条1項)については、3年を上限として条例(制定主体は市町村等)で定める期間とすることを可能とする。					
6【国土交通省】 (1) 建築基準法(昭25法201) (ii) 建築審査会の委員の任期(80条1項)は、条例(制定主体は建築主事を置く市町村及び都道府県)に委任する。 条例制定の基準については、「参酌すべき基準」とする。					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	871	01_土地利用(農地除く)	指定都市	さいたま市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」平成14年6月28日付け国都総第633号	都市計画決定以前の緑地について国庫債務負担行為による先行取得を可能とすること	相続等により緊急に保全が必要となる緑地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にするよう制度を見直す。	【支障事例】 「特別緑地保全地区」等に指定されていない緑地について、相続等により緊急に保全が必要となった場合、現行制度では、国庫債務負担行為による先行取得が不可能である。そのため、市単独での用地取得となるが、財政的負担が大きく対応に苦慮しており、緑地の保全が難しい状況となっている。 【制度改正の必要性】 「都市・地域整備局所管の補助事業の用に供する土地を国庫債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について」(平成14年6月28日付け国都総第633号)によると、国庫債務負担行為により先行取得を認める事業として緑地保全事業が示されているが、先行取得の対象となる土地の範囲について、土地計画決定が行われており、かつ、都市計画事業認可を受けている事業という要件が設定されているため、緊急に保全が必要となった緑地を国庫債務負担行為により先行取得することができない。緑地保全の観点から、緊急に保全が必要となった緑地については、地権者の了承が得られ、かつ、都市計画を予定している土地についても対象とするよう要件を緩和することを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	873	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	対象外	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令	地方単独事業として実施する福祉医療制度における国庫負担金の減額措置の撤廃	地方自治体が単独事業として、医療費の一部負担の免除等の福祉医療制度等を実施している場合に行われる、国庫負担金の減額調整措置を廃止すること	地方自治体が、単独事業として実施している医療費の一部負担金の免除等の福祉医療制度等は、地域住民の福祉向上を目的とした重要な施策であり、国庫負担金等において減額措置を講ずるべきではなく、住民福祉に大きく貢献している実態を踏まえた制度とすべきであると考える。	—
H26	874	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医療法第30条の4 医療法施行令第5条の2	基準病床数に関する基準についての都道府県への策定権限の移譲	基準病床数の算定式を全国統一のものから、将来的な人口動態等、地域の実情に合った算定方式となるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定めることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県への策定権限の移譲を求める。	【制度改正の必要性】 病院・診療所の病床数は、都道府県が医療法に基づく医療計画において医療圏域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定方式により定めているが、単独の医療圏域を構成している本市では、既存病床数が基準病床数と拮抗しているため、新たな病床の整備を行うことができない状況である。今後、急速な高齢化が見込まれる本市にあっては、高齢者人口の急増に伴う病床不足が予想される。以上のことから、基準病床数の算定方式については、将来的な人口動態等を踏まえ、地域が必要と認める基準病床数を設定できるよう、医療法第30条の4第5項により厚生労働省令が定めることとされている基準病床数に関する基準について、都道府県へ策定権限を移譲する必要があると考える。 【具体的な支障事例】 さいたま保健医療圏基準病床数7,066に対し既存病床数は7,066となっており、現時点でも新たな病院の開設はできない状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	875	01_土地利用(農地除く)	一般市	近江八幡市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法15条	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。	【現行制度の支障事例】 少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残りかけ、緊急的に各種施策に取り組む必要がある。その手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分の権限については都道府県がもっているため、手続き処理や同じ都市計画区域内の市町村との調整等に多大な時間を要することになる。また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。ただし、都道府県と協議をすることは必要と考える。 【制度改正による効果】 この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね添えた政策展開が機動的に実施可能となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	876	02_農業・農地	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第4項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第4条	県知事の協議・同意を必要とする農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しについて	地方分権のもと、市町が土地利用の権限と責任を担うことで、それぞれの市町の特性と実態に応じた施策を、迅速に、機を逃すことなく実現出来るためにも、県知事の協議・同意を必要とする現行制度の見直しをお願いしたい。	農用地区域設定率が、近畿2府4県の中で最も高い滋賀県の中にあつて、近江八幡市は県内1位の96.7%(平成24年12月)となっているが、一方で、農村集落においては高齢化や若者の減少による農業の担い手・後継者不足が進んでいることから、大規模農家へ農地を集積することなどで農業の効率化を推進し、魅力のある農業、自立する農業の実現に向け取り組んでいかなければならない。そのための一つの手段として、農地の一部を有効活用して大型農業機械を購入するための資金を確保するなど、新たな施策の展開による農業振興が必要となっている。また、平成25年に全農業集落(86集落)の全ての世帯を対象として実施した「農村のまちづくり」に関するアンケート結果(回収率71.2%)を見てみると、農業の後継者がいない農家が6割を超えているだけでなく、既に、集落営農など、他に任せている人が6割を超えている。他方で、集落を活性化するためなら外部からの移住を容認するという回答は87%もある。にもかかわらず、本市には、こうした県内外からの人々を受け入れることのできる白地農地はほとんど無い。こうした状況において、農業振興地域整備計画農用地利用計画の見直しには、県知事の同意が不可欠となっているため、事務の迅速化が図れず、そのため、県内外からの農業の担い手も含めた住民の呼び込み、新たな産業の育成、企業誘致、地域振興対策等による活力に満ちたまちづくりに向けた施策も、状況に応じて的確に実施することが出来ない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	877	02 農業・農地	一般市	近江八幡市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 ・農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うようお願いしたい。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農振農用地区域を集落界ぎりぎりまで設定した本市では、社会経済情勢の変化により、企業等が用地を規模拡大しようとしても農振除外できず、他市への転出を模索されるという事例が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。これは、圃場整備完了後、相当年数が経過した区域であっても、ポンプ設備をはじめとした灌がい排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数年ごとに実施されれば、その地域一体には半永久的に8年未経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への転用が不可能となるためである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	878	03 医療・福祉	都道府県	栃木県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に関する基準等について、「従うべき基準の見直し」「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。	福祉施設等の設備及び運営、職員の員数等に関する基準等については、都道府県が条例を定めるに当たって、「厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする」とされている(児童福祉法第21条の5の18外、老人福祉法第17条第1項、介護保険法第42条第1項外、障害者自立支援法第30条第1項外)が、少子高齢化の急速な進行を背景とする人口減少社会の到来により、地域の実情は今後ますます多様化するものと考えられることから、自治体の裁量による基準設定が可能となるよう、「従うべき基準」の見直しを行い、「標準」や「参酌すべき基準」とすべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>	
H26	879	10 運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4のホ、別表6の二①	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助))の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正を行う。	広島都市圏においては、多くの路線バスが郊外から都心へ直通路線となっていることから、都心では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継拠点を設けて、都心側を運行する基幹バスと郊外側を運行するフィーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。検討に当たっては、地域公共交通確保維持事業:地域間幹線系統補助(複数市町村にまたがることや1日当たりの輸送量が15人以上と見込まれることなどを要件とする国庫補助)を受けている路線も対象としているが、分割によりフィーダー系統になった区間については、こうした補助の要件を満たさなくなる場合が想定される。この結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうしたことが支障となり再編が進まなくなる可能性がある。一方、国においては、本年5月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法に基づく交通計画を自治体が策定した場合は、道路運送法上の特例を受けることができるなど、路線等の再編を実現しやすくする制度が盛り込まれた。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編等によりバス活性化を図るため、同法に基づく交通計画を策定した場合は、その計画期間内において、地域間幹線系統補助については、再編により輸送量の補助要件を満たさない場合においても、再編前と同様に補助対象として取り扱うこと、また、再編により、既存系統の一部を地域内フィーダー系統に移行する場合は、新たに運行を開始するものの補助要件を満たさなくなるが、補助対象として取り扱うことなどの補助要件の緩和が必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	880	10 運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地方財政法第5条	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱:広島市出資比率51%)が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。(詳細は別紙1を参照。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	881	10 運輸・交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュニティ・レール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティ・レール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を拠出している。「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティ・レール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。(詳細は別紙2を参照。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (20) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i) 地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統に対する補助については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律(平26法41)により整備された新たな枠組みの下、国土交通大臣が認定した地域公共交通再編実施計画に基づいて地域公共交通ネットワークを再構築する取組に対する支援の要件を見直す。					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	882	03_医療・福祉	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限移譲	健康保険法第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)高齢者の医療の確保に関する法律第71条第1項診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)基本診療料の施設基準等(平成24年厚生労働省告示第77号)	入院基本料の施設基準に関する特例を認める権限の移譲	厚生労働省告示(診療報酬の算定方法)により厚生労働大臣が定めることとされている基本診療料の施設基準等における一般病棟入院基本料の施設基準について、地域の実情に応じた特例的な取り扱いができるよう、認める権限を指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 地域の実情に応じた医療政策を実現するため、厚生労働大臣が一律に定めている一般病棟入院基本料の施設基準について、特例的な取り扱いができるよう、指定都市へ権限を移譲すべきである。 【具体的な支障事例】 広島市では、現在、夜間に入院を必要とする重症患者の受入れを担う病院群輪番制を運営しているが、近年、夜間に多くの軽症患者等が病院群輪番制病院へ来院し、医師等の疲弊やモチベーションの低下を招き、病院群輪番制からの離脱や当番回数の減少の一因となっており、夜間の救急医療体制の確保が急務となっている。また、夜間における医療従事者の不足が課題となっており、特に看護職員の不足が顕著となっている。 現状では、入院基本料の施設基準により、病棟における夜勤の看護職員の数が2人以上配置することとされ、また、その数の算定については、通知により外来勤務の看護職員を算入できないこととされている。こうした中、医療機関(病院)から、病棟の夜勤の看護師が救急外来の患者に対応できない現状の制度では病院群輪番制への参加や当番回数の増加は困難であるため、柔軟に対応できる特例措置を講じてほしいとの意見が提出されている。 【制度改正による効果】 地域の実情に応じた施設基準を設定することにより、病院群輪番制への新規加入や当番回数の増加が見込まれ、受入困難事案の解消や救急車による搬送時間の短縮を図ることが可能となり、夜間における救急医療体制を確保することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	883	06_環境・衛生	指定都市	広島市	厚生労働省	A 権限移譲	地方自治法施行令第174条の34 食品衛生法第51条	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定権限の移譲	飲食店営業等に関する公衆衛生上の施設基準の策定は、現在、都道府県が行うこととされているが、当該基準の策定権限を政令指定都市に移譲する。	【支障事例及び制度改正による効果】本市は県が定める施設基準に従って、飲食店営業等に関する許可を行っているが、その基準の斟酌や運用については、県が決定している。このため、都市部を抱え、新たな営業形態の出現も多々ある中で、迅速かつ適切な対応が困難な状況である。本市が、現行基準を緩和することを含め、本市独自の施設基準を策定できることとなれば、より本市の実情を考慮した基準の策定及びその斟酌や運用が可能となる。 ・支障事例の一例 デパートの屋上等で、営業者が客席の一部で調理行為を行う場合、県が定める施設基準では隔壁を設けた調理場内で行わなければならないため、県と基準を緩和することについて協議したが、県の了解が得られず、当該行為を認めることができなかった。 【平成25年12月20日閣議決定の方向性と異なる提案を提出する理由】厚生労働省の回答では、「現行法により指定都市が処理することができる事務・権限」とされ、移譲が見送られている。地方自治法施行令第174条の34第2項では、県条例を基本として指定都市が付加する基準を策定することができることとされているが、今回本市が求めているのは、現行基準を緩和することも含めた、施設基準そのものを策定する権限である。 なお、平成25年度に、県と施設基準の策定権限事務の移譲に関する検討を行ったが、①当該事務は都道府県が行うとした食品衛生法の趣旨から、都道府県レベルで制定し、県内統一的な基準を適用することが適当②業者が県内で複数の施設を営業する場合に、混乱を生じさせる可能性がある等の理由により難色を示されている。(詳細は別紙3を参照。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	884	06_環境・衛生	指定都市	広島市	経済産業省、環境省	A 権限移譲	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第27条～第35条	第一種フロン類充填回収業者の登録等に係る指定都市への権限移譲	都道府県知事が行う第一種フロン類充填回収業者の登録等の権限を指定都市市長に移譲する。この際、業者の不利益を回避するため、指定都市市長が登録した業者が、その業務を行える区域は、指定都市市域内に限るのではなく、都道府県域全体となるよう制度改正を行う。	【制度改正による効果】 フロン回収破壊法の改正により、第一種特定製品の管理者に対する都道府県知事の指導・助言等の権限が定められ、フロン使用製品の使用から廃棄に至る一連の過程における適正な管理に関する法制度が整えられた。 基礎自治体である指定都市は、大気汚染防止法、騒音規制法等に基づく工場・事業場への立ち入りや、住民からの苦情申し出による法令に基づかない立ち入り指導を日常的に行っているが、これらの工場・事業場には第一種特定製品を設置しているものも多い。 第一種フロン類充填回収業者の登録、指導等の権限と第一種特定製品管理者に対する指導・助言等の権限を併せて指定都市に移譲することで、他法令に基づく事業者の立入・指導と併せて、フロン類の適正な管理に関する指導が可能となり、より効率的かつ効果的である。 【権限移譲について懸念される事項】 第一種フロン類充填回収業者の多くは、その活動の範囲が市域内にとどまらないものが多い。そのため、事業者の負担が過大とならないよう、指定都市市長への登録を行った業者は、都道府県知事が登録を行った業者同様、当該都道府県域全体で業務を行うことができるよう、措置を講ずる必要がある。 【平成25年12月20日閣議決定との関係】 地方制度調査会の答申を受けて、当該権限の指定都市への移譲を議論した際には、「仮に、第一種フロン類回収業者に係る権限を新たに保健所設置市又は特別区に付与することになれば、・・・登録手続きや登録手数料等の負担が上乗せされることとなるため、事業者の理解を得ることが困難である」との理由を掲げていることから、業者の不利益を回避するための解決方法も併せて提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
<p>5【厚生労働省】  (2) 食品衛生法(昭22法233)  飲食店営業等の施設基準の策定(51条)については、保健所設置市及び特別区から地域の実情を踏まえて都道府県の基準の見直しに関する要請があった場合には、都道府県と保健所設置市及び特別区において、公衆衛生上の観点から見直しを検討するために、円滑な協議が実施されることが望ましい旨を周知する。</p>					
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	885	02_農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	農地転用許可に係る協議の廃止	2ha超4ha以下の農地転用許可の際行うこととされている農林水産大臣への協議を廃止すること。	<p>【制度改正の必要性等】 農地法第4条、第5条による2ha超4ha以下の農地転用許可については、都道府県知事から農林水産大臣への協議制とされている。このため、県で審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となっており、事業者の事務的な負担が大きいととも、審査期間が長期化している。</p> <p>【制度改正の経緯】 平成25年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」では、「農地転用に係る事務・権限については、地方の意見も踏まえつつ、農地法等の一部を改正する法律(H21法57)附則第19条第4項に基づき、同法施行後5年(平成26年)を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国に同等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされている。農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。</p> <p>【懸念への対応】 本県では、2ha超4ha以下の転用許可権限が移譲された平成10年11月から平成25年末までの間に、2ha超4ha以下の知事許可案件を28件処理しており、協議が廃止されても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	886	07_産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第230条35、36号、第231条18号 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1、2項、12条 平成25年度補正 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(第1次公募要領) ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱 戦略的基盤技術高度化支援事業補助金要綱等	革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	<p>【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。</p> <p>しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。</p> <p>こうしたことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項に規定する特定研究開発等計画等の認定等)を都道府県に移譲すべきである。</p> <p>また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。</p> <p>戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーティング・インダストリー) 課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援 地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金 ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金(ものづくり補助金) ものづくり・商業・サービス補助金</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	887	07_産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第231条11号 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1、3、4項、第5条1、2、3項、第13条1項、第6条第1、3項、第7条第1、2、3項、第13条第2項 商店街まちづくり事業募集要領、地域商店街活性化事業募集要領、商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)募集要領、地域商業自立促進事業募集要領 地域商業自立促進事業補助金交付要綱等	地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	<p>【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。</p> <p>しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。こうしたことから、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限(商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画の認定等)を都道府県に移譲すべきである。</p> <p>また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。</p> <p>商店街まちづくり事業 地域商店街活性化事業 商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)補助金 地域商業自立促進事業補助金 ものづくり・商業・サービス補助金</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【農林水産省】  (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)  農地法及び農業振興地域の整備に関する法律(農振法)における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。  (i)農用地区域内農地の総量確保の仕組みについて  ・農林水産大臣が農用地等の確保等に関する基本指針(農振法3条の2第1項)を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準案に加え、国の目標面積案について、都道府県知事の意見を聴くこととする。  ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案について、市町村長の意見を聴くこととする。  ・農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場(協議の場)を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。  ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積案及び都道府県の目標面積の設定基準案と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積及び都道府県の目標面積の設定基準を設定する。  ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。  (ii)農地転用許可(農地法4条及び5条)の権限移譲等について  事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。  ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議(農地法附則2項)については、廃止する。  ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事(次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長)に移譲する。  ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村(指定市町村)の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可(農振法15条の2)に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。  ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け(農地法4条3項及び5条3項)の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。  ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</p>					
<p>4【経済産業省】  (14)中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平18法33)  法4条3項に基づき認定された特定研究開発等計画に基づく特定研究開発等に対する補助等(戦略的基盤技術高度化支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県における相談事務の強化を目的とした公募前の情報提供及び意見交換を行うとともに、都道府県に対し、交付決定等に係る情報提供を行う。</p>			<p>【経済産業省】「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を受けた対応について(平成27年2月27日付け中小企業庁商業課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_886">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_886</a></p>	
<p>4【経済産業省】  (19)商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平21法80)  (i)商店街活性化事業計画の認定(4条1項)及び商店街活性化支援事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、意見聴取を行う。  (ii)商店街活性化に対する補助(地域商業自立促進事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、事業への地方公共団体による関与の強い案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。</p>			<p>【経済産業省】「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定を受けた対応について(平成27年2月27日付け中小企業庁商業課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_887">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_887</a></p>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	888	07_産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第231条21号  中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項  小規模事業者持続化補助金交付要綱(日本商工会議所及び全国商工会連合会)  地域力活用市場獲得等支援補助金交付要綱	商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 地域力活用市場獲得等支援事業	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	889	07_産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、農林水産省	A 権限移譲	経済産業省組織規則第230条35号、第231条19号等  中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等  地域資源活用新事業展開支援事業費補助金交付要綱等	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等)は都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金) 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金 農工商等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	890	07_産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省	A 権限移譲	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条  中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る委託要綱、補助金交付要綱	中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。 こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等)を都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(中小企業新戦力発掘プロジェクトコーディネート等事業) 中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコーディネート等事業)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【農林水産省】</p> <p>(9)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)</p> <p>(i)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。</p> <p>(ii)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。</p> <p>(3)伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭49法57)</p> <p>(i)振興計画の認定(4条1項)等については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された振興計画等各種計画に係る情報提供を、経済産業局に事前相談があった段階で行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。</p> <p>(ii)伝統的工芸品産業に対する補助(伝統的工芸品産業支援補助金)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された補助金事業計画等に係る情報提供を行うとともに、当該計画等について意見聴取を行うなど、地方公共団体がより積極的に案件組成に関与できる仕組みを構築する。</p> <p>4【経済産業省】</p> <p>(15)中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平19法39)</p> <p>(i)地域産業資源活用事業計画の認定(6条1項)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、事業実施主体から提出された地域産業資源活用事業計画に係る情報提供を、原則として経済産業局に事前相談があった段階で行うとともに、各経済産業局が設置している評価委員会に關係都道府県が構成員として参画し、認定の判断に主体的に関与できることなどを、平成26年度中に通知する。その上で、都道府県への権限移譲については、平成29年度までの法施行状況を検証し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(ii)地域産業資源活用事業計画の認定事業者に対する補助(地域産業資源活用支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。あわせて、都道府県が自ら支援を行う案件を優先的に採択するなどの措置を講ずる。</p> <p>(18)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)</p> <p>(i)農商工等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。</p> <p>(ii)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。</p>			<p>【農林水産省】【経済産業省】農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について(平成27年3月11日付け農林水産省食料産業局産業連携課長、中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長通知)</p> <p>【経済産業省】中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律に基づく地域産業資源活用事業計画の認定に係る都道府県との情報共有等について(平成27年2月27日付け中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長事務連絡)</p> <p>【経済産業省】振興計画等各種事業計画の認定申請時及び伝統的工芸品産業支援補助金の申請時における地方公共団体との連携について(依頼)(平成27年1月19日付け商務情報政策局伝統的工芸品産業室長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26.889">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26.889</a></p>	中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	891	11_その他	都道府県	埼玉県	内閣府	A 権限移譲	特定地域再生事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち特定地域再生事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 少子高齢化や産業振興に関しては、本県においても重要課題として取り組んでおり二重行政となる恐れが大きい。さらに、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄与すると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	892	11_その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	過疎地域等自立活性化推進交付金交付要綱	過疎地域等自立活性化推進交付金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち過疎地域等自立活性化推進交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 過疎法に基づく埼玉県過疎地域自立促進方針及び埼玉県過疎地域自立促進計画との整合を図るため。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	893	11_その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	地域経済循環創造事業交付金交付要綱	地域経済循環創造事業交付金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域経済循環創造事業交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地域資源や地域特性を活かす事業を展開するためには、情報を把握している県が行うことが望ましい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	894	11_その他	都道府県	埼玉県	総務省(消防庁)	A 権限移譲	消防組織法第42条第2項 緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱	緊急消防援助隊設備整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち緊急消防援助隊設備整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防の応援及び緊急消防援助隊に関する事項」に密接に関連するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>
H26	895	11_その他	都道府県	埼玉県	総務省(消防庁)	A 権限移譲	消防組織法第42条第3項 消防施設強化促進法 消防防災施設整備費補助金交付要綱	消防防災施設整備費補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち消防防災施設整備費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 消防組織法で県が所掌する事務とされている「消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項」に該当するが、交付先を県が選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kokka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【総務省】  (5) 地域経済循環創造事業交付金  市町村と都道府県の連携強化の観点から、都道府県が市町村の応募事業に助言を行うなど、市町村と積極的に情報の共有を図ることを明確化し、地方公共団体に周知する。</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	896	11_その他	都道府県	埼玉県	総務省	A 権限移譲	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	無線システム普及支援事業費等補助金に関する事務の都道府県への移譲	「空飛ぶ補助金」のうち無線システム普及支援事業費等補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。【地方移管を求める理由】県に対する情報提供が不十分であり、県内市町村の実情を反映できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	897	11_その他	都道府県	埼玉県	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)交付要綱	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブに関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域発・文化芸術創造発信イニシアチブについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。【地方移管を求める理由】県が把握する地域の事業等を反映させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築によって地域文化の活性化をより一層促進するためには、補助を県に移管する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	898	11_その他	都道府県	埼玉県	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	・「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」 ・文化芸術振興費補助金(劇場・音楽堂等活性化事業)交付要綱	劇場・音楽堂等活性化事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち劇場・音楽堂等活性化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。【地方移管を求める理由】県が把握する地域の事業等を反映させ、地域コミュニティの創造と再生をより一層推進していくためには、補助を県に移管する必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	899	11_その他	都道府県	埼玉県	文部科学省(文化庁)	A 権限移譲	伝統文化親子教室事業費国庫補助要項	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち伝統文化親子教室事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。【地方移管を求める理由】対象となる各教室は、地域における団体等が主催する比較的小規模な教室である。それぞれの地域の事情等にあった事業を展開するため、また県が情報を把握するためには、補助を県に移管する必要がある。さらに、県に移管することで地域間バランスの確保や業務の迅速化が図れる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	900	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(地域福祉等推進特別支援事業の小地域福祉活動推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。ついては、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。【地方移管を求める理由】埼玉県の地域福祉の推進と密接な関係があるので、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>4【総務省】 (4)無線システム普及支援事業 周波数有効利用促進事業については、市町村からの要望調査を行う際、都道府県が評価できることとし、その旨を地方公共団体に周知する。 また、民放ラジオ難聴解消支援事業については、市町村への補助に対する都道府県の主体的な関与を促進するよう、平成26年度中に必要な周知を行う。</p>			<p>【総務省】平成27年度予算に係る周波数有効利用促進事業の募集について(依頼)(平成26年12月24日付け九州総合通信局無線通信部陸上課長事務連絡) 【総務省】「無線システム普及支援事業費等補助金(民放ラジオ難聴解消支援事業)」公募要領 【総務省】無線システム普及支援事業費等補助金民放ラジオ難聴解消支援事業執行マニュアル(第2版)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_896">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_896</a></p>	
<p>4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業</p>					
<p>4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業</p>					
<p>4【文部科学省】 (3)文化芸術振興費補助金 以下の事業については、都道府県が実施する文化活動やまちづくり事業と連携するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう、応募書類の記載事項を変更するなどの改善を図る。 (i)地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ(平成27年度以降は、文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業) (ii)劇場・音楽堂等活性化事業 (iii)伝統文化親子教室事業</p>					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	901	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法35条第3項、第40条次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち次世代育成支援対策施設整備交付金(児童館関係)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県の少子政策事業と密接な関係があり、県として市町村の整備動向を把握する必要があるため。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	902	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちがん検診推進事業(女性特有のがん検診推進事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	903	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちセーフティネット支援対策等事業費補助金(安心生活基盤構築事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 埼玉県の地域福祉の推進と密接な関係があるので、県で一体的に実施した方がより効果的であるため。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	904	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	地域生活支援事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域生活支援事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	905	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	906	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県により地域の実態に応じた事業とした方が受診率の向上が図れる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	907	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 国が補助した額の1/2を県も別途補助しているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	908	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	介護保険事業費保険事業費補助金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち介護保険事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 事業実施に際して地域の実情を反映させる必要がある。全国一律の基準ではなく、国よりもその地域の実情を把握している県が行ったほうが、地域に即した効果的な補助が期待できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	909	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業実施要領	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち紹介予定派遣活用型正社員就職応援事業(通称:若者キャリア応援制度)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 埼玉県では平成22年度から緊急雇用創出基金を活用して同種の事業を実施してきた。この事業は若年者の正規雇用促進とともに、県内中小企業への人材供給、企業における人材育成支援という側面を併せ持っている。 新卒未就職者の状況は、地方の実情がそれぞれ異なることから、事業ノウハウや実績を有する県が一元的に実施することが望ましい。 特に埼玉県の場合は、ハローワーク浦和就業支援サテライト(若者コーナー)を活用し、本事業を必要とする若者に対し直接アプローチすることが可能である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	910	11_その他	都道府県	埼玉県	厚生労働省	A 権限移譲	両立支援等助成金支給要領	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 同種の事業を県もやっているため、県に移管すれば二重行政の解消になる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【厚生労働省】 (18) 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 助成金の支給決定をした事業主の名称等を都道府県に通知することにより、国と都道府県との連携を促進する。			【厚生労働省】両立支援等助成金のうち事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の支給事務に係る留意事項について(平成27年4月10日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_910">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/h26fu-tsuchi.html#h26_910</a>	



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H26	911	02_農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	912	02_農業・農地	都道府県	埼玉県	内閣府	A 権限移譲	地域再生法第13条、汚水処理施設整備交付金交付要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち汚水処理施設整備交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 生活排水処理施設整備構想を効果的に実施することが可能。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	913	02_農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	農業基盤整備促進事業実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農業基盤整備促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	914	02_農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	環境保全型農業直接支援対策実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち環境保全型農業直接支援対策交付金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 県で交付金を受け入れ、生産者への支払いを一本化することで、事務処理の効率化を図ることができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>
H26	915	02_農業・農地	都道府県	埼玉県	農林水産省	A 権限移譲	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第6条、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【地方移管を求める理由】 市町村が単独で行うよりも、県と一体として実施した方が効果が期待できる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/teianbosyu_kekka.html</a>



対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
4【農林水産省】 (16)農業基盤整備促進事業 平成26年2月以降、都道府県以外が事業実施主体となる場合においても、都道府県経由で国に申請を行うよう採択申請を一本化したところであり、交付方法についても都道府県の判断に基づき、都道府県経由で交付することが可能であることを、地方公共団体に周知する。			【農林水産省】農業基盤整備促進事業実施要綱(平成27年2月3日) 【農林水産省】土地改良事業関係補助金交付要綱(平成27年2月3日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_913">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_913</a>	
4【農林水産省】 (15)環境保全型農業直接支払交付金 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平26法78)に基づき、国から農業者等へ直接交付する仕組みから、都道府県及び市町村を経由して農業者の組織する団体等に交付する仕組みに見直す。					
4【農林水産省】 (12)農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 関係行政機関の一層の連携強化を図るため、都道府県及び市町村に対し、活性化計画を作成したときは、都道府県にあっては関係市町村に、市町村にあっては都道府県に情報提供を行うことを周知するとともに、関係行政機関が十分な意見交換等を行うことができるよう支援する。			【農林水産省】平成27年度当初予算において農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用する活性化計画の受付について(重要な変更を行う計画を含む)(平成27年1月19日付け農村振興局整備部農村整備官補佐(活性化支援班担当)事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_915">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/h26fu-tsuchi.html#h26_915</a>	